

家庭用飲用井戸等の設置に補助金を交付します

飲用水の安定的な確保による公衆衛生および生活環境の向上を図るため、町内の上水道および簡易水道の給水区域以外に居住している方や事業所などを対象に、家庭用飲用井戸などの飲用水供給施設の設置に必要な経費の一部を補助します。

補助金額 ● 事業費の2分の1の額 (上限額: 50万円)

助成回数 ● 1世帯当たり各項目ごとに1回限り (上限の50万円に達するまで)

※複数世帯が共同利用する場合も申請可能ですが、その場合は1世帯とみなします。

補助対象 ● 飲用井戸設置に係る工事費用 (ボーリング、ポンプ設置、配管工事など)
● 貯水タンク設置費用 ・ 浄水器設置費用
● 水質検査費用

※ 消雪設備に要する経費は対象外となりますのでご注意ください。

※ 交付にあたっての要件については下記へお問い合わせください。

新しい場所で新たなスタートをされる方へ

水道・下水道(集落排水)の開始・休止の届け出は忘れなく!

水道・下水道の手続きはお済みですか? 水道は開栓をしないと使用できないことから忘れずに届け出をする方が多いですが、自家用井戸や組合の水道等を利用している場合、下水道(集落排水)の届け出が忘れられがちです。

ご自分の住まいが何に該当するかを把握し、忘れずに届け出をしましょう。

千畑・仙南地区

- 水道と地下水があります。
- 地下水の場合、集落排水にのみ加入している地域があります。

六郷地区

- 水道と地下水があります。
- 地下水の場合、下水道にのみ加入している地域があります。

こんな時は届け出を!

- 休止中の水道を使用する場合は無断で開栓できません。開始届の提出が必要です。
- 所有者が変わった場合は所有者変更届の提出が必要です。
- 空き家など、長期間使用しない場合は休止届の提出をおすすめします。ただし、**帰省や片付け等で短期間使用する場合は再開届の提出が必要となります。**
- 家を解体し、メーターを撤去する場合は廃止届の提出が必要です。事前に町建設課までご連絡をお願いします。

お願い
大家さんへ

- 水道・下水道(集落排水)に加入していることを入居・退去者へ伝え、届け出をするようにお知らせください。
- 凍結防止、使用法についての説明など入居者へ指導をお願いします。
- 管理等で使用する場合(メーターが動く場合)も届け出が必要です。

水道・地下水は大切な資源です。日ごろから節水を心掛けましょう。

5月検針から月初めの検針に変わります!

これまでの検針は毎月7日からの検針でしたが、5月から月初めに検針します。納付書の送付が早くなるため、納付期限までの期間が長くなります。

※納付期限はこれまでどおり月末です(休日の場合は翌月初め)。

支払方法 ● コンビニ払い
※期限を過ぎると使用できません。

- 金融機関、郵便局払い
- 役場、出張所窓口払い
- **口座振替** (毎月月末に引き落とし)

おすすめ! ※町内の銀行へ申込書を備え付けていますのでご利用ください。

- スマホアプリ

■納期限を守りましょう

督促状が届いた翌日からは下水道・農業集落排水使用料は督促料100円が加算されます(水道料は督促料が掛かりません)。

■納付書再交付について

納付書を紛失した場合は、町建設課にて再交付しますが、再交付した納付書で納めた後に、見つかった納付書で納めると二重納付となります。できる限り届いた納付書でお早めにお支払いをお願いします。もしくは便利な口座振替への変更をおすすめします。

■5月は冬期精算です

検針票を必ずご覧になり、いつもより料金が高い場合などは漏水の可能性がありますので、お早めに業者へご相談ください。

おやこふらっと広場事業へ参加しませんか

毎月第4土曜日に満3歳から小学校3年生までのお子さんとその保護者の方を対象とした親子で参加できる子育て支援の事業を行います。ぜひ、親子でご参加ください。
※参加を希望される方は申し込みが必要です(先着10組までとなります)。

事業内容 ●身近な素材で5月人形をつくろう
日 時 ●4月23日(土) 午前10時～午前11時30分
会 場 ●美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)
申込期限 ●4月16日(土)
受付時間 ●午前9時～午後5時(月曜日休館)

申 NPO法人みさぼーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

【任意】風しん予防接種について

妊娠初期に風しんにかかると、胎児も風しんウイルスに感染し、赤ちゃんに影響を及ぼすことがあります。これらを予防するため、風しん予防接種費用の助成を行います。

対象者 ●美郷町内に住所を有し、今後も引き続き在住予定の方のうち、次のいずれかに該当する方

- ①令和4年度に満19歳から49歳になる方で、今後の妊娠を予定または希望している女性
- ②妊婦のパートナーおよび同居家族(ただし、妊婦が既に抗体を保有している場合は対象外)
※風しんにかかったことのある方、既に風しん予防接種を2回受けたことのある方、町の助成を受けたことがある方、現在妊娠中の女性は対象になりません。
※対象者②のうち、定期予防接種の対象となる方(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性)は、定期予防接種が優先されます。

助成期間 ●令和5年3月31日(金)まで
助成金額 ●全額助成します。

■手続方法

事前に手続きが必要です。次の書類等を持参のうえ、町福祉保健課までお越しください。

- ①本人確認書類
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)
- ②母子健康手帳
※パートナーおよび同居家族の方も妊婦の接種歴等を確認しますので、妊婦の母子健康手帳をお持ちください。

■接種方法

医療機関に予約し、町から交付された予診票を持参して接種してください。

【定期】風しん予防接種について

30代から50代の男性の風しん流行を受けて、特に抗体保有率が低い世代の方を対象に、**風しん抗体検査費用・風しん予防接種費用**の助成を行います。

対象者 ●美郷町内に住所があり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

- ※令和4年1月までに抗体検査を受けていない方へクーポン券を送付します。
- ※同年2月または3月に抗体検査を受けた方にもクーポン券が届くことがあります。予防接種の際は抗体検査に使用したクーポンをお持ちください。

助成期間 ●令和5年3月31日(金)まで

助成金額 ●それぞれ全額助成します。

助成回数 ●それぞれ1回のみ

その他 ●クーポン券を紛失された方には再発行しますので、町福祉保健課までお問い合わせください。

■抗体検査方法

抗体検査は、医療機関、町の健診、職場の健診(自身の職場に確認が必要)で受けることができます。検査を受ける際には、送付されたクーポン券と本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を持参してください。なお、検査は採血のみで終わります。

■予防接種方法

抗体検査を受けた後、判定結果の「風しん第5期の定期接種対象」に○がされている方のみ、医療機関で予防接種を受けることができます。予防接種を受ける際には、事前に医療機関に予約し、抗体検査結果、クーポン券、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を持参してください。

■実施医療機関

抗体検査、予防接種を実施している医療機関については、町福祉保健課までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご確認ください。

なお、町内の実施医療機関は次のとおりです。

抗体検査	亀谷医院、仙南診療所、まっこいしゃ高橋醫院
予防接種	仙南診療所、まっこいしゃ高橋醫院

申・問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900